

# 「平成31年度被災中小企業 海外ビジネス支援事業補助金」 のご案内!!

宮城県では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災やそれに伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故(以下「震災等」という。)後の、県内事業者の海外ビジネスを支援するため、「被災中小企業海外ビジネス支援事業補助金」(以下「補助金」という。)を一定の条件を満たす場合、交付します。

皆様の海外ビジネスの促進にお役立てください。

※ 本補助金のご利用にあたっては、事前着手は認められませんので、必ずあらかじめ県にご相談ください！(提出期限:原則として、渡航日の3週間前です。)

↓↓↓ 詳細は宮城県アジアプロモーション課ホームページへ↓↓↓

URL:(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/asiapro/>)

## 事業概要

### I. 対象事業者

次の条件をすべて満たす事業者

- (1) 中小企業基本法第2条に定める中小企業者、中小企業等協同組合法第3条に定める事業協同組合、農業協同組合法第72条の3に定める農事組合法人、又はそれらと同等と県が認めた法人
- (2) 県内に本社又は工場等を持つ
- (3) 取り扱う製品等について震災等により、国内外における販路の一部又は全部を喪失し、震災等前と比較して売上が減少したこと
- (4) 販路を喪失した製品等又はその代替品について、海外で販路開拓等の計画を持つ  
※同一事業者による利用は、一つの対象国又は地域につき3年度を限度とする。  
(平成28年度に係る補助金から適用)

### II. 対象経費

震災等による販路喪失への影響軽減のため海外で行われる次の業務に関する経費(渡航費、通訳雇用費及び出展に係る小間料に限る。)

※平成29年度より対象経費に「出展に係る小間料」を追加しました。

- (1) 海外企業との商談
- (2) 海外の現地代理店等協力企業との面談・会議
- (3) 商談会・展示会等(※1、※2、※3)への出展  
※1) 県が開催経費の全部又は一部を負担していない商談会・展示会等とする。  
※2) 宮城県農政部食産業振興課が実施する地域産品輸出促進助成事業交付金の交付を受けている事業は除く。  
※3) 上記※2)のほか、国、市町村又は関係機関等から、当該経費の補助金等の交付を受けている、又は受ける予定の事業は除く。

### III. 補助率・補助上限額

対象経費の2分の1以内(補助上限額50万円)

※予算の範囲内で、年度内に1社あたり50万円以内に限り、複数回申請をすることができます。

### IV. その他

補助対象となった展示会・見本市等について宮城県の広報等に御協力願います。  
申請書の提出期限は原則として渡航日の3週間前です。

## 申請受付期間

随時受付(予算の執行状況により、予告なく終了する場合があります。)



お申し込み・お問い合わせ先

宮城県経済商工観光部アジアプロモーション課 (担当:大原)

TEL:022-211-2962 / FAX:022-268-4639

E-mail:gb@pref.miyagi.lg.jp